

(改正案)

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
新開発食品調査部会新開発食品評価調査会
「指定成分等含有食品等によるとの関連が疑われる健康被害情報報告への対応
ワーキンググループ」設置要綱

令和2年12月7日

(最終改正：令和3年10月11日)

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
新開発食品調査部会決定

1. 設置趣旨

厚生労働省は、令和2年6月により施行された改正食品衛生法第8条に基づき、指定成分等含有食品による健康被害情報について、各都道府県知事等に対し、その報告を求めている。

今般、届出された健康被害情報報告について専門的見地等に基づいた対応を検討するため、食品衛生分科会規程定第3条に基づき設置された新開発食品調査部会新開発食品評価調査会（以下「調査会」という。）に、「指定成分等含有食品等との関連が疑われるによる健康被害情報報告への対応ワーキンググループ」（以下「WGワーキンググループ」という。）を設置することとする。

2. 審議事項

令和2年6月1日以降に厚生労働省に報告された、指定成分等含有食品及びその他のいわゆる「健康食品」（以下「指定成分等含有食品等」という。）との関連が疑われる健康被害情報報告に対しての、食品衛生上の措置の要否についての検討を行う。

3. 組織等

- (1) WGワーキンググループは、指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報の内容状況に応じて、新開発食品調査部会（以下「部会」という。）及び調査会の委員のうち、いわゆる健康食品による当該健康被害に係るについて専門的知見を有する4～5名程度の委員及び数名の参考人をもって構成し、互選によりWG座長を選出する。
- (2) 必要に応じて、WG座長の判断により、他の委員又は外部の有識者に意見を求めることができるとする。
- (3) 年に3回程度WGを開催する。

(4)・WG ワーキンググループの事務は、厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室が行う。

4. その他

(1) WG の構成員は部会長が指名する（名簿は別紙のとおり）。

(2) この要綱に定めるもののほか、WG ワーキンググループの運営に関して必要重要な事項は、部会座長が定めることができる。

(別紙)

「指定成分等含有食品等によるとの関連が疑われる健康被害情報報告への対応
ワーキンググループ」構成員 名簿

令和2年12月7日現在

(最終改正：令和3年10月11日)

<委員構成員> (50音順)

曾根 博仁	新潟大学	血液・内分泌代謝内科	教授
千葉 剛	国立健康・栄養研究所	食品保健機能研究部	部長
塚本 和久	帝京大学	内分泌代謝・糖尿病内科	教授
西崎 泰弘	東海大学東京病院		病院長

上記4名その他、健康被害の症状により必要に応じてワーキンググループ座長の判断により、1名程度の外部の有識者を加える。

<参考人> (50音順)

・阿部 理一郎	新潟大学	皮膚科	教授
・迎 寛	長崎大学	呼吸器内科	教授
・山縣 邦弘	筑波大学	腎臓内科	教授

※なお、参考人については、食品衛生分科会審議参加規程第4条の規定に基づき、WG開催時に、その都度招致する。

<事務局>

今川 正紀	医薬・生活衛生局食品基準審査課	新開発食品保健対策室	室長
渡邊 洋之助	医薬・生活衛生局食品基準審査課	新開発食品保健対策室	室長補佐
杉本 浩昭	医薬・生活衛生局食品基準審査課	新開発食品保健対策室	主査
古賀 恵	医薬・生活衛生局食品基準審査課	新開発食品保健対策室	主査
厚生労働省	医薬・生活衛生局食品基準審査課	新開発食品保健対策室	

(改正案の反映版)

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
新開発食品調査部会新開発食品評価調査会
「指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応
ワーキンググループ」設置要綱

令和2年12月7日

(最終改正：令和3年10月11日)

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
新開発食品調査部会決定

1. 設置趣旨

厚生労働省は、令和2年6月に施行された改正食品衛生法第8条に基づき、指定成分等含有食品による健康被害情報について、各都道府県知事等に対し、その報告を求めている。

今般、届出された健康被害情報について専門的見地等に基づいた対応を検討するため、食品衛生分科会規程第3条に基づき設置された新開発食品調査部会新開発食品評価調査会（以下「調査会」という。）に、「指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置することとする。

2. 審議事項

令和2年6月1日以降に厚生労働省に報告された、指定成分等含有食品及びその他のいわゆる「健康食品」（以下「指定成分等含有食品等」という。）との関連が疑われる健康被害情報に対して、食品衛生上の措置の要否についての検討を行う。

3. 組織等

- (1) WG は、指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報の内容に応じて、新開発食品調査部会（以下「部会」という。）及び調査会の委員のうち、当該健康被害に係る専門的知見を有する4～5名程度の委員及び数名の参考人をもって構成し、互選によりWG座長を選出する。
- (2) 必要に応じて、WG座長の判断により、他の委員又は外部の有識者に意見を求めることができる。
- (3) 年に3回程度WGを開催する。
- (4) WGの事務は、厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品

保健対策室が行う。

4. その他

- (1) WGの構成員は部会長が指名する（名簿は別紙のとおり）。
- (2) この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関して必要な事項は、部会長が定めることができる。

(別紙)

「指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応
ワーキンググループ」構成員 名簿

令和2年12月7日

(最終改正：令和3年10月11日)

<委員> (50音順)

曾根 博仁	新潟大学	血液・内分泌代謝内科	教授
千葉 剛	国立健康・栄養研究所	食品保健機能研究部	部長
塚本 和久	帝京大学	内分泌代謝・糖尿病内科	教授
西崎 泰弘	東海大学東京病院		病院長

<参考人> (50音順)

・阿部 理一郎	新潟大学	皮膚科	教授
・迎 寛	長崎大学	呼吸器内科	教授
・山縣 邦弘	筑波大学	腎臓内科	教授

※なお、参考人については、食品衛生分科会審議参加規程第4条の規定に基づき、WG開催時に、その都度招致する。

<事務局>

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室